

赤穂市選挙管理委員会告示第47号

選挙人名簿に登録の際登録されるべきでなかった1名の者を公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した。

令和7年11月18日

赤穂市選挙管理委員会

委員長 鹿島博司